

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の一部改正について

現 行	改 正 後
<p>(第1号事業支給費の支給)</p> <p>第3条 別表に定める第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る第1号事業支給費(法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費をいう。以下同じ。)の支給は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第58条第4項の規定により同条第1項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ本市に届け出ている場合であって、別表に定める第1号訪問事業又は第1号通所事業が同表に定める指定介護予防支援の対象となっているとき。</p> <p>2 別表に定める第1号訪問事業及び別表第1号通所事業の項第1号に定める事業に要する費用の額は、省令第140条の63の2第1項第1号イの規定に基づき、市長が別に定める。</p> <p>3 (略)</p> <p>(省令第140条の63の2第3項に規定する場合における同条第1項の規定の適用等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 省令第140条の63の2第4項に規定する場合において、第1項の規定を適用するときは、<u>第1項中「100分の90から」とあるのは「100分の80から」と、前条中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。</u></p>	<p>(第1号事業支給費の支給)</p> <p>第3条 別表に定める第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る第1号事業支給費(法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費をいう。以下同じ。)の支給は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第58条第4項の規定により同条第1項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ本市に届け出ている場合であって、別表に定める第1号訪問事業又は第1号通所事業が<u>当該指定介護予防支援の対象となっているとき。</u></p> <p>2 別表に定める第1号訪問事業及び同表第1号通所事業の項第1号に定める事業に要する費用の額は、省令第140条の63の2第1項第1号イの規定に基づき、市長が別に定める。</p> <p>3 (略)</p> <p>(省令第140条の63の2第3項に規定する場合における同条第1項の規定の適用等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 省令第140条の63の2第4項に規定する場合において、第1項の規定を適用するときは、<u>同項中「100分の90から」とあるのは「100分の80から」と、前条中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。</u></p> <p>7 <u>省令第140条の63の2第5項に規定する場合において、第1項の規定を適用するときは、同項中「100分の90から」とあるのは「100分の70から」と、前条中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。</u></p>